

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「副園長」の下に「、副学院長」を、「次長」の下に「、副支所長」を加える。

第七条の二中「、埼玉学園及び高等看護学院」を「及び埼玉学園」に改める。

第十条第一項中「副校長」の下に「、副園長、副学院長」を加え、同条第三項の表埼玉県パスポートセンターの支所長の項の次に次のように加える。

埼玉県男女共同参画推進センターの支所長	埼玉県男女共同参画推進センターの副支所長
---------------------	----------------------

別表第二地方行政機関の表県税事務所長の項を削り、同表自動車税事務所長の項第一号事務の種類を次のように改める。

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

別表第二地方行政機関の表自動車税事務所長の項第二号を削り、同表福祉事務所長の項第二号委任事務の欄5中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改め、同項第九号専決事項の欄40及び41を削り、同表児童相談所長の項第一号委任事務の欄29中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改め、同表保健所長の項第一号委任事務の欄4中「第六条の三第六項」を「第六条の三第八項」に改め、同項第八号委任事務の欄3中「7、8及び9」を「5及び7から9まで」に改め、同欄5中「第五十七条第一項」の下に「（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同欄8中「営業の許可の申請書又は営業の届出書」を「営業許可申請書又は営業届出書」に改め、同欄9中「基づき、」の下に「許可業者又は届出業者からの」を加え、同号専決事項の欄4中「自動車等を利用して行う営業及び二以上の保健所の所管区域を移動して行う営業」を「施行令第三十五条に規定する営業（自動車等を利用して行うもの及び二以上の保健所の所管区域を移動して行うものに限る。次の5、6及び10から12までにおいて同じ。）」に改め、同欄5中「第五十六条第二項」の下に「（法第五十七条第二項において準用

する場合を含む。」を加え、「自動車等を利用して行う営業及び二以上の保健所の所管区域を移動して行う営業に係る」を削り、「許可営業者」の下に「又は届出営業者」を加え、同欄9を削り、同欄8中「又は」の下に「営業の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは」を加え、「営業を」を削り、同欄8を同欄9とし、同欄7中「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、「基づき、」の下に「営業の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは」を加え、「営業を」を削り、同欄7を同欄8とし、同欄6中「命じ、又は営業の全部若しくは一部を期間を定めて停止すること」を「命ずること」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5の次に次のように加える。

6 法第五十七条第一項（法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、営業の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第八号専決事項の欄10中「（自動車等を利用して行うもの及び二以上の保健所の所管区域を移動して行うものに限る。次の11及び12において同じ。）」を削り、同欄11中「営業の許可の申請書又は営業の届出書」を「営業許可申請書又は営業届出書」に改め、同欄12中「基づき、」の下に「許可営業者又は届出営業者からの」を加え、同項第二十号委任事務の欄4中「7、8及び9」を「及び7から9まで」に改め、同項第二十八号委任事務の欄8中「第三十三条の七第五項」を「第三十三条の六第五項」に改め、同号専決事項の欄8中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、同欄9中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同項第二十九号委任事務の欄3中「第五十六条第四項」を「第五十六条第三項」に改め、同欄4中「第五十六条第五項」を「第五十六条第四項」に改め、同号専決事項の欄12を同欄13とし、同欄11を同欄12とし、同欄10を同欄11とし、同欄9の次に次のように加える。

10 法第十九条の二十二第四項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る登録者証の申請を受理し、及び登録者証を交付すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第二十九号専決事項の欄に次のように加える。

14 施行規則第十七条第二項の規定に基づき、同意小児慢性特定疾病関連情報の提供に係る同意書を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十六号専決事項の欄1及び2中「ゆう出货量」を「湧出货量」に改め、同項第三十七号を次のように改める。

三十七 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和	1 法第五条第一項の規定に基づき、大麻草採取栽培者の免許	法第二十一条第一項の規定に基づき、大麻草栽培者その他の関係者から必要な報告を
------------------------	------------------------------	--

二十三年法律第
百二十四号。以
下この項におい
て「法」という。
の施行に関する
事務

与えること。	求め、又は当該職員に、栽培
2 法第六条第三項の 規定に基づき、登録 事項の変更の届出を 受理すること。	地、倉庫、研究室その他大麻 に関係ある場所に立ち入り、 業務の状況若しくは帳簿書類 その他の物件を検査させ、又 は大麻を無償で収去させるこ と。
3 法第七条第一項の 規定に基づき、大麻 草採取栽培者名簿に 登録すること。	
4 法第七条第三項の 規定に基づき、免許 証の再交付の申請を 受理すること。	
5 法第七条第四項又 は第五項の規定に基 づき、免許証の返納 を受けること。	
6 法第九条の規定に 基づき、報告を受理 すること。	
7 法第十一条ただし 書の規定に基づき、 大麻を栽培地外へ持 ち出すことを許可す ること。	
8 法第十二条第一項 の規定に基づき、栽 培地における大麻草 採取栽培者の所有す る大麻の廃棄の届出 を受理すること。	
9 法第十二条第二項 の規定に基づき、栽 培地外における大麻	

草採取栽培者の所有する大麻の廃棄の届出を受理し、及び当該大麻の廃棄に当該職員を立ち会わせること。

10 法第十二条の二第一項の規定に基づき、事故の届出を受理すること。

11 法第十二条の四第一項及び第二項の規定に基づき、免許の取消しの届出を受理し、及び当該届出に係る免許を取り消すこと。

12 法第十二条の四第三項の規定に基づき、死亡又は解散の届出を受理すること。

13 法第十二条の四第四項の規定に基づき、大麻草採取栽培者名簿の登録を抹消すること。

14 法第十二条の五第二項の規定に基づき、大麻の品名及び数量、譲渡しの年月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所の届出を受理すること。

15 法第二十二條の二

第一項の規定に基づき、免許又は許可に条件を付し、及びこれを変更すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十九号委任事務の欄8中「麻薬処方せん」を「麻薬処方箋」に改め、同項第四十一号専決事項の欄中10を11とし、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 法第二十八条第二項に規定する指定難病要支援者証明事業に係る登録者証の申請を受理し、及び登録者証を交付すること。

別表第二地方行政機関の表南部保健所長、春日部保健所長、狭山保健所長及び熊谷保健所長の項第一号専決事項の欄1中「から4まで」を「及び3」に改め、同欄2中「第六十条」を「第六十条第一項」に改め、「基づき、」の下に「営業の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは」を加え、「営業を」を削り、同欄3中「営業施設」を「営業の施設」に改め、「又は」の下に「営業の許可を取り消し、若しくは営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは」を加え、「営業を」を削り、同欄4を削り、同表家畜保健衛生所長の項に次の一号を加える。

十三 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

1 法第十九条第五項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。

2 法第二十条第二項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。

3 法第二十条第三項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。

4 法第二十一条第五項（法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負

		<p>荷低減事業活動実施計画を認定すること。</p> <p>5 法第二十一条第十七項(法第二十二條第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画について関係市町村長の意見を聴くこと。</p> <p>6 法第二十一条第十八項(法第二十二條第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定した旨を関係市町村長に通知すること。</p> <p>7 法第二十二條第二項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>8 法第二十二條第三項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。</p> <p>9 法第四十六條第一項の規定に基づき、認定農林漁業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めること。</p>
--	--	--

別表第二地方機関の表食肉衛生検査センター所長の項第二号専決事項の欄4中「第六十條」を「第六十條第一項」に改め、同表農林振興センター所長の項に次の一号を加える。

和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務

二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。

2 法第二十条第二項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。

3 法第二十条第三項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。

4 法第二十一条第五項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。

5 法第二十一条第六項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定市町村の長に協議し、その同意を得ること。

6 法第二十一条第十三項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこと。

7 法第二十一条第十七項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負

<p>研 究 所 長</p>	
<p>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務（主</p>	
<p>農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第十五条第二項の規定に基づき、輸出証</p>	<p>荷低減事業活動実施計画について関係市町村長の意見を聴くこと。</p> <p>8 法第二十一条第十八項（法第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定した旨を関係市町村長に通知すること。</p> <p>9 法第二十二條第二項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>10 法第二十二條第三項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。</p> <p>11 法第三十九條第六項（法第四十條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農業委員会の意見を聴くこと。</p> <p>12 法第四十六條第一項の規定に基づき、認定農林漁業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めること。</p>

別表第二地方機関の表水産研究所長の項を次のように改める。

別表第二地方機関の表寄居林業事務所長の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

<p>水産 務大臣が農林水産大臣である農林水産物又は食品のうち、水産物に係るものに限る。）</p>	<p>明書を発行すること。</p>	
<p>八 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>		<p>1 法第十九条第五項（法第二十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。</p> <p>2 法第二十条第二項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>3 法第二十条第三項の規定に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。</p> <p>4 法第二十一条第五項（法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。</p> <p>5 法第二十一条第十七項（法第二十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画について関係市町村長の意見を聴くこと。</p>

		<p>6 法第二十一条第十八項（法第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定した旨を関係市町村長に通知すること。</p> <p>7 法第二十二條第二項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>8 法第二十二條第三項の規定に基づき、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。</p> <p>9 法第四十六條第一項の規定に基づき、認定農林漁業者に対し、認定計画の実施状況について報告を求めること。</p>
--	--	---

別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項第三号委任事務の欄1中「、第六十三條第三項第五号イ」を「又は第六十三條第三項第五号イ」に改め、「又は第六十八條の六十九第三項第五号イ若しくは第七号イ」を削り、同欄2中「、第六十三條第三項第六号又は第六十八條の六十九第三項第六号」を「又は第六十三條第三項第六号」に改め、同項第六号委任事務の欄1から7まで及び45並びに同号専決事項の欄8中「第八十七條の二」を「第八十七條の四」に改め、同項第七号委任事務の欄9中「第五十六條の八第四項第二号」を「第五十六條の八第五項第二号」に改め、同項第十号委任事務の欄5中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同項第十五号委任事務の欄1中「第五項」を「第七項」に改め、同欄2中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同欄3中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同欄4中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同欄5中「認定長期優良住宅建築等計画」の下に「又は法第十條第二号ロの認定長期優良住宅維持保全計画」を加

え、同欄6中「認定計画実施者」を「法第六条第一項の認定（法第五条第五項又は第七項の規定による認定の申請に基づくものを除き、法第八条第一項の変更の認定（法第九条第一項の規定による法第八条第一項の変更の認定を含む。）を含む。）を受けた者」に改め、同項第十六号事務の種類の中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同号委任事務の欄26中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同欄39中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を加え、同欄39中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改め、同号委任事務の欄26中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同欄39中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第二公の施設の表婦人相談センター所長の項を削り、同表男女共同参画推進センター所長の項委任事務の欄3中「センター」を「本所」に改め、同欄7中「第十二条」の下に「（条例第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「センターからの」を削り、同欄に次のように加える。

- 9 条例第十六条第一項の規定に基づき、支所への入所を承認すること。
 - 10 条例第十八条第一項の規定に基づき、同項各号のいずれかに該当すると認めること。
 - 11 条例第十八条第三項の規定に基づき、支所からの退所を命ずること。
- 別表第二公の施設の表精神保健福祉センター長の項第二号専決事項の欄中16を18とし、6から15までを8から17までとし、同欄5の次に次のように加える。
- 6 法第三十八条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する事項を精神医療審査会に通知し、審査を求めること。
 - 7 法第三十八条の三第二項の規定に基づき、通知を受理すること。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第二地方行政機関の表保健所長の項第三十七号及び第三十九号の改正規定は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号）の施行の日から施行する。